

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第53号

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1区分の欄中「及び社会福祉会館、生涯学習センター又は」を「又は生涯学習センター若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「臨床検査科及び」を「臨床検査科若しくは」に改める。

附 則

この規則は、平成27年12月28日から施行する。